

住宅再生型 補助申請手続きについて

申請手続きの注意事項

- **耐震性が不足している場合は、耐震改修を行っていただきます**
耐震診断が必ず必要です。その結果により耐震性の有無を確認します（耐震診断の補助もご利用いただけます）
長屋の場合は、原則として、棟全体で耐震性の確保が必要です
- **補助を受けるには、事前（契約・着手前）に手続きが必要です**
まずは、下記の受付窓口へお電話ください。補助要件を満たすかどうかの確認を行います
先に補助申請を行い、大阪市から交付決定を受けた後に、事業者との契約・事業着手を行っていただく必要があります
- 共有名義や区分所有の建物で改修工事を行う場合は、**建物所有者全員の同意書（実印）が必要です**
法定相続人が申請を行う場合は、**法定相続人全員の同意書（実印）が必要です**

その他にも補助要件があります
詳しくは受付窓口でご確認ください



たいしんくん

区役所との事前協議 （性能向上に資する改修工事を行う場合）

- **空家利活用事例の情報発信へのご協力について**
空家の利活用事例として、大阪市が情報発信を行うことについて承諾書を提出いただきます
（「大阪市の広報媒体への掲載」については、必ずご協力いただく必要があります）

- **提出様式** [様式 A] 情報発信協力承諾書（区役所ホームページからもダウンロードできます）
- **提出先** 補助金交付申請時に、下記の受付窓口に提出（補助金交付申請書と一緒に提出）

受付窓口での事前相談

まずはお電話でお問い合わせください。補助要件の確認や、手続きの説明を行います

■ 必要書類

- ・ 建物所有者及び建築年次が確認できる書類（固定資産（家屋）評価証明書 等）
 - ・ 建物の外観が確認できる写真
 - ・ 簡単な間取り図（手書き可）
- ※各区役所でも取得できます
建築年・共有者氏名に して取得してください

■ 受付窓口

耐震・密集市街地整備 受付窓口（⑤番窓口）

（業務受託者：大阪市住まい公社）

電話 **06(6882)7053**
住所 〒530-0041 大阪市北区天神橋 6 丁目 4-20
開館時間 平日（火曜日を除く）・土曜日：9 時～19 時
日曜・祝日：10 時～17 時
休館日 **火曜日**（祝日の場合は翌日）
祝日の翌日（日曜・月曜の場合は除く）、年末年始



補助申請手続きの流れ(令和5年度版)

※郵送での提出も可能です

